

## 行政機構審議会への報告書（案）について

目 次	備 考
<p>1 審議の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検証対象団体の考え方</li> <li>(2) 重点検証団体の選定</li> <li>(3) 県の担当部局、団体からのヒアリングの経過</li> <li>(4) 変更理由の類型分けによる検討</li> </ul>	<p>これまでの審議経過をとりまとめて記述する。</p> <p>具体的な記述は、第7回専門部会で審議する。</p>
<p>2 基本的な考え方（総論）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検証対象団体全体を通じた見直しの考え方</li> <li>(2) 方針を変更しない団体</li> <li>(3) 民間企業等が参入できる業務を行っている団体</li> <li>(4) 県と団体を連結ベースで捉えるべき団体</li> <li>(5) 県が団体の公的役割に責任を持つべき団体</li> <li>(6) 根本的な問題が生じている団体</li> </ul>	<p>第5回専門部会で検討した「所管部局・団体の基本的主張」及びその審議結果をもとに記述する。</p> <p>具体的な記述は、第7回で審議する。</p>
<p>3 個別団体に関する検証結果（各論）</p> <p style="padding-left: 40px;">検証結果一覧表</p> <p style="padding-left: 40px;">個別団体ごとの検証結果</p>	<p>第5回専門部会で方向性が決定した8団体分を記述。</p> <p>他の団体については、今後の審議結果によって第7回で審議する。</p>
<p>4 今後の外郭団体見直しの進め方</p> <p>今後の県の取り組みに当たって留意する必要がある事項について記述</p> <p>内容は別紙（案）のとおり</p>	<p>内容について、第6回専門部会で審議</p> <p>具体的な記述は、第7回で審議する。</p>

## 「 4 今後の外郭団体見直しの進め方」について（案）

### （ 1 ）期限を明確にしたうえでの取り組みの重要性

- ・ 期限を明確に定めて、期限内に実現するという強い意志をもって改革を実施していくことが必要。
- ・ 状況変化により期限どおり実施できない場合の、変更の手続きの透明性を確保することが必要。

### （ 2 ）不断の見直しのための仕組み作り

- ・ 県が、定期的な見直し検証作業と必要な方針変更ができる仕組みづくりを行うことが必要。

### （ 3 ）適切な手法、程度による関与の必要性

- ・ 団体の独立性を生かしながら県としての責任を果たしていくことが必要であり、非常勤役員への就任などの適切な手法、程度で関与することが必要。

### （ 4 ）指定管理者制度に対する県の考え方の再整理の必要性

- ・ 県行政の一環として実施するべき施策の企画立案機能を指定管理者に行わせているものがあることから、どのような範囲で指定管理者の業務を定めるかを再検討することが必要。

### （ 5 ）公益法人制度改革への対応を急ぐことが必要

- ・ 平成 20 年秋に施行される公益法人改革に対応して、各団体の組織、業務のあり方を検討していくことが必要。

### （ 6 ）プロパー職員の処遇について

- ・ 審議の結果、団体の廃止等のプロパー職員の処遇に問題が生じる内容の報告となる場合は、県として責任を果たしていく必要がある旨を記述。

### （ 7 ）市町村、関係団体との協調の必要性

- ・ 下水道公社等のように市町村、関係団体と協働で事業を実施している団体については、これらの関係者と協調して改革を行っていくことが必要。

# 報告書(案)

平成19年(2007年) 月 日

長野県行政機構審議会  
会長 松岡英子様

長野県行政機構審議会  
外郭団体見直し検証専門部会  
部会長 市川 衛  
委員 青木 俊英  
岡村 重信  
小林 邦一  
沼尾 史久

## 県出資等外郭団体の見直しの検証結果について(報告)

知事から長野県行政機構審議会に諮問された「県の外郭団体のあり方について(諮問)」(平成19年3月15日付け18行第21号)について、当専門部会における審議の結果を別添のとおりとりまとめたので、報告します。

## 目次

### 1 審議の経過

- (1) 検証対象団体の考え方
- (2) 重点検証団体の選定
- (3) 県の担当部局、団体からのヒアリングの経過
- (4) 変更理由の類型分けによる検討

### 2 基本的な考え方（総論）

- (1) 検証対象団体全体を通じた見直しの考え方
- (2) 方針を変更しない団体
- (3) 民間企業等が参入できる業務を行っている団体
- (4) 県と団体を連結ベースで捉えるべき団体
- (5) 県が団体の公的役割に責任を持つべき団体
- (6) 根本的な問題が生じている団体

### 3 個別団体に関する検証結果（各論）

検証結果一覧表

個別団体ごとの検証結果

### 4 今後の外郭団体見直しの進め方

- (1) 期限を明確にしたうえでの取り組みの重要性
- (2) 不断の見直しのための仕組み作り（定期的な見直し検証作業の必要性）
- (3) 適切な手法、程度による関与の必要性
- (4) 指定管理者制度に対する県の考え方の再整理の必要性
- (5) 公益法人制度改革への対応を急ぐことが必要
- (6) プロパー職員の処遇について
- (7) 市町村、関係団体との協調の必要性

本文

## 1 審議の経過

## 2 基本的な考え方（総論）

## 3 個別団体に関する検証結果（各論）

### 検証結果一覧表

#### （１）廃止することとされている団体

団体名	検証結果
（特）長野県土地開発公社	
（社）長野県林業公社	「存続」 ・収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。
（特）長野県道路公社	

#### （２）統合することとされている団体

団体名	検証結果
（特）長野県信用保証協会 （特）長野県農業信用基金協会	「現在の体制で事業の効率化を図る」 （統合は実施しない。）
（社）長野県農業担い手育成基金 （財）長野県農業開発公社 （特）長野県農業会議	

#### （３）県の関与を廃止、縮小することとされている団体

団体名	検証結果
（財）長野県テクノ財団	「県関与の継続」 ・県職員派遣、人件費補助の実施。
（財）長野県下水道公社	
（財）長野県建築住宅センター	耐震強度偽装問題対応のため、２～３年間県職員を派遣。
（財）長野県暴力追放県民センター	「県関与の継続」 ・活動に支障を生じないよう財政的支援を実施。
（財）長野県消防協会	「県関与の継続」 ・消防団の充実強化に対する県の役割・責任を踏まえ、協会への県関与を継続。

	・今後の協会活動の内容について関係者と検討。
(財)長野県長寿社会開発センター	
(社福)長野県社会福祉事業団	
(財)長野県文化振興事業団	
(財)長野県中小企業振興センター	
(特)長野県住宅供給公社	<p>「事業の縮小」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。</li> <li>・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。</li> </ul>

## 個別団体ごとの検証結果

(社)長野県林業公社	現行基本方針策定後に講じられた国の支援措置を受けるため等による修正	「存続」 収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。
	(参考) 現行の基本方針	「団体の廃止」 (財務条件等を満たした時点において)

当該団体は、森林所有者に替わって植林、間伐等の育林を行う分収林事業を行っている。現行の基本方針では、財務条件等を満たした時点において団体を廃止することとされている。

しかし、以下の理由から団体を存続し、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利であるので、団体を存続することとすることが適当である。

なお、現在の木材価格の水準では、分収林事業は、当初見込んでいた収益を上げることは困難であり、公社は、長期的に見て極めて厳しい経営状況にある。団体としては存続することが適当であるものの、県との連携の下、次の徹底した経営改善が必要である。

- (1) 平成19年度中に、累積債務軽減のための抜本的な経営改善計画(年次計画)を策定し、実行、評価、検証をおこなうこと。
- (2) 契約変更(分収率の見直し)を集中的に進めること
- (3) 食害等によって今後の成長によっても十分な価格での売却が見込めない森林について、契約解除、繰上げ償還等によってコスト削減を図ること
- (4) 収入間伐を積極的に行うこと
- (5) 管理部門の他の類似団体との統合等を検討すること

### 理由 その他後発事象発生

公社の問題は、全国的な課題であり、国(林野庁)が公社支援のための対策(補助金、交付金)を講じた。公社を廃止した場合は、支援策を受けられなくなり不利。

#### <短期コスト比較>

公社が受けられる国の支援措置	県が受けられる国の支援措置
低利資金への借り換え 利子軽減6.4億円(H16~19) 繰上償還 利子軽減6.7億円(H17~19) 交付金 3.3億円(H14~18)	借り換え、繰上償還とも時限措置(H19まで)のため適応されない。  交付金 円

#### <長期コスト比較>

交付金 5.5億円	交付金 円
-----------	-------

交付金は暫定措置として、現在の改革実施プランにはカウントされていないが、H19以降も継続された。

県が公社に対して行っている無利子貸付金に対して、特別交付税(H18算定額650万円)が毎年県に交付される見込み。

理由 検討不十分

県全体（連結ベース）で見た場合の有利不利についての検討不足

- (1) 現行の基本方針では、「県行造林に移行」するとしているが、消費税（16億円）や契約変更など移行のためのコストがかかる。この問題の存在は、基本方針策定時に認識されていたが、無視して結論を導き出している。
- (2) 間伐等の育林業務を県で直接実施する場合、その分県の組織、職員体制の整備が必要となり、連結ベースのコスト削減につながらない。

(特)長野県信用保証協会 (特)長野県農業信用基金協会	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「現在の体制で事業の効率化を図る。」 (統合は実施しない。)
	(参考) 現行の基本方針	「制度的な制約を解消した段階で統合」

信用保証協会は、銀行等の金融機関が中小商工業者に貸付を行う際の債務保証を、農業信用基金協会は農協等の金融機関が農業者に貸付を行う際の債務保証を行っている。

現行の基本方針は、制度的な制約を解消した段階で両団体を統合することとしている。

しかし、両団体の統合は、次の理由から不可能であり、また統合によって効率化を図ることもできないものであることから、統合は実施せず、現在の体制でそれぞれの団体の事業の効率化を図ることが適当である。

理由 その他後発事象発生

平成16年6月に中小企業庁及び農林水産省に対して、両団体の統合が可能となるよう法律改正を要望したが、国は法改正の予定無し。

理由 検討不十分

現行の基本方針では、団体の統合によって事業の効率化を図ることができるとしているが、これは誤認である。保証の対象者、関係する金融機関、制度の仕組みなどがそれぞれ異なるため、団体を統合したとしても統一した事務処理はできず、コスト削減効果、債務保証を受ける者のサービス向上効果は見込めない。

また、電算システムがそれぞれの団体の系列で全国的に形成されており、長野県だけがどちらかに統一することはできない。



(財)長野県テクノ財団	現行基本方針策定後の政策変更等による修正	「県関与の継続」 ・県職員派遣、人件費補助の実施。
	(参考)現行の基本方針	県関与の廃止

当該団体は、産学官連携による共同研究開発事業を実施している。

現行の基本方針では、産学がより主体的に参画することが望ましいとして、県関与を廃止することとされた。

しかし、以下の理由から県の関与を継続し、県職員派遣とそれに伴う必要な人件費補助を実施することが適当である。

理由 政策変更

(1) 県は、平成19年3月に産業振興戦略プランを策定。県と財団が連携し、「信州型スーパークラスター」形成のために産学官連携を推進すること、また、「ナノテク・材料活用支援センター」を創設し、研究成果の普及を図っていくこととしている。

(2) このため、財団の事務局体制を充実し、プロジェクト企画・運営の強化を図ることが必要である。

(3) 県の責任

- ・産学官連携による産業振興を図るためには、特定の大学、企業に偏らず広く産学連携を進める必要があり、産・学とともに公的立場の県が中心となって責任を果たすべきである。

- ・県が策定したプランの中で、財団に一定の役割を担わせる以上、県は支援の責任がある。

(4) 経済動向に左右される基金の果実を事業費に当てていることからプロパー職員の採用を控え人件費の低減を図っている。職員を確保するためには、民間企業、大学、市町村等から派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業や大学からの派遣は現実的には難しく、以下の理由から県から職員を派遣することが最も適当。

- ・県の商工系技術職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、商工振興関係の専門的業務を行っており、また、企業等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画運営や財団事務局の管理運営に必要な知識・経験を有するとともに、派遣中に築かれた新たなネットワーク、経験は県に戻ってから活用される。

理由 その他の後発事象発生

平成19年6月に、第一期知的クラスター創成事業の採択が決定した(事業期間は、平成19年から23年)。

同事業については、現在の基本方針でも県の支援を認めており、第一期についても同様の対応が適当である。

(財)長野県建築住宅センター	現行の基本方針は修正しないが、当面必要な県の支援策を実施	耐震強度偽装問題対応のため、20年度まで2年間県職員を派遣する。 その後は、現行の基本方針どおり県関与(県職員派遣)を廃止する。
	(参考)現行の基本方針	県関与の廃止

当該団体は、建築物等の確認検査業務を主体に実施している。

主な業務が、他の民間機関でも参入可能な業務であることから、県の関与を廃止することとし、平成17年度末で県職員派遣及び運営費補助を廃止した。

しかし、その後、耐震強度偽装事件の再発を防止するため建築基準法が改正され、平成19年6月から、知事又は知事が指定する者が構造計算適合性判定を行うこととされた。

県内では、当該判定業務に必要な有資格者が少なく、民間で業務を行える見込みがないことから、県では、公益法人であるセンターを判定機関に指定して当該業務を委託している。

これに伴いセンターでは、判定を行う有資格者を非常勤職員として確保したうえで、その判定業務を技術的に補助するための知識経験を有する職員として構造計算を専門とする県職員の派遣を必要としている。

なお、センターでは、19年6月から開始した構造計算適合性判定業務の状況を見ながら、20年度において専門的な知識や経験を有する1級建築士の職員を確保し、県職員から業務を引き継ぎながら職員の育成に当たる予定である。

このため、現行の基本方針どおり県関与を廃止する方針は変更しないものの、20年度までの2年間、県職員の派遣を行うことは適当である。

(財)長野県暴力追放 県民センター	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「県関与の継続」 活動に支障を生じないよう財政的支援を実施
	(参考)現行の基本方針	「県関与の廃止」
<p>当該団体は、暴力追放のための広報啓発、相談事業を行っている団体である。 現行の基本方針では、県関与を廃止することとされている。</p> <p>しかし、以下の理由から現行の基本方針どおり県関与を廃止した場合には、団体の活動低下により県内の暴力追放の取り組みに支障をきたすものと認められることから、団体の活動に支障を生じないよう県の関与を継続し、財政支援を実施することが適当である。</p> <p><u>理由 支障発生</u></p> <p>(1) 現行の基本方針策定後に開始した賛助会員募集業務のため、センターの本来の業務が十分にできない。</p> <p>(2) 県の財政的支援が減少する中で、市町村、企業等に財政的支援を求めることは、相手方の理解を得ることが困難である(県警と密接な業務を行っているにもかかわらず、県が何の支援もせず、他の人に支えてくれというのは無責任。 )。</p> <p><u>理由 その他</u></p> <p>県内暴力団情勢が著しく変化し、また、暴力団の資金源活動が伝統的資金源に加えて企業対象暴力や行政対象暴力に発展して来ている中で、センターが担う役割は益々重要となっている。</p> <p><u>理由 検討不十分</u></p> <p>(1) 現在の改革基本方針では、警察が「開かれた暴力相談に取り組む」としているが、実態を誤認しており、以下のように、警察ではないセンターであってこそ役割を果たせるケースがあることを考慮していない。</p> <p>現行の基本方針どおりとした場合、結果として、相談しようとする者の行き場を閉ざすことになってしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者の中には、自らに何らかの非がある場合もあり、どれほど警察が窓口を開いても、相談をためらうことがある。</li> <li>・ 暴力団の構成員から抜きたいと考える者に対して、直接警察が支援を行うことは、捜査上の支障を生じることがある。</li> </ul> <p>(2) センターの役割は、直接行っている相談等の業務だけでなく、長野県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターなどセンターの構成団体や、賛助会員である長野県公共料金等暴力対策協議会などの団体、企業といった民間での幅広い暴力追放運動を進めて行く際の推進母体としての役割を担っている。</p> <p>(3) また、現行の基本方針では、センターの公的役割を認めながら、それに対する県の責任を全く考慮していない。</p> <p>上記のようなセンターの公的役割に対して、県も必要な支援をしていくことが適当である。</p>		

<p>(財)長野県消防協会</p>	<p>現行基本方針策定に際して検討が不十分であったことによる修正</p>	<p>「県関与の継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団の充実強化に対して、県は担うべき役割がある。</li> <li>・ 県の役割・責任を踏まえて、協会への県関与を継続。</li> <li>・ 今後の協会活動の内容について関係者と検討を進めていく。</li> </ul>
	<p>(参考)現行の基本方針</p>	<p>「県関与の見直し」 (県と市町村及び団体との役割分担の明確化)</p>

当該団体は、地域における消防団の集合体として設立され、表彰やポンプ操法大会などを実施している。

現行の基本方針では、県と市町村及び団体との役割分担を明確化し、県の人的関与をなくしても団体の運営ができるよう県関与を見直していくこととされている。

しかし、以下の理由から県の消防行政に関する役割と責任を再認識し、県消防協会の役割を認めた上で団体への県関与を継続していくことが適当である。

理由 検討不十分

県は、消防に関して県と市町村、市町村相互間の連絡協調を図ることとされており(消防組織法第29条)、地域の消防・防災業務の円滑な推進のため、担うべき役割が本来ある。

このことから、県は市町村とともに、防災思想を普及し消防活動の強化充実を図ることを目的に消防協会を設立したものであり、また、その業務に対して支援する責任がある。

にもかかわらず、基本方針では、消防協会を設立して県の役割・責任を果たそうとした趣旨や今後のあり方に関しての本質的な議論をせずに、消防の実施主体が市町村であることのみを強調して、消防協会の活動に対して県が関わることを止めるのが合理的であるとしている。

今回の見直しに当たっては、県が市町村とともに時代の流れに応じた消防団のあり方や消防協会の活動内容を常に見直しを行っていく契機として、県消防協会の役割を認めた上で改めて位置づけ直し、活動内容の検討を行うべきである。

(特)長野県住宅供給公社	現行基本方針策定後の政策変更等による修正	「事業の縮小」 ・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。 ・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。
	(参考)現行の基本方針	事業の縮小 (制度改正後に改革基本方針を見直し)

当該団体は、住宅供給事業及び公営住宅の受託管理を実施している。

現行の基本方針では、公社が行う事業の相当部分を占める分譲事業は、住宅供給戸数が量的には需要を満たしていることなどから、事業を縮小しながら、自主解散が可能となるよう国に制度改正を要望し、制度改正後に基本方針を見直すこととされた。

しかし、以下の理由から公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化し、分譲事業の廃止による事業の縮小が適当である。

理由 政策変更

平成17年6月に公営住宅法が改正され、県営住宅と市町村営住宅を一体的に管理することができる機関に位置付けられた。

この機能は、市町村以外では、公社職員がみなし公務員であることなどから公社のみに与えられた。この機能の活用や指定管理者制度により、公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化することが公営住宅を利用する県民に対するサービス向上の観点からも有効と考えられる。

理由 支障発生

平成17年6月に地方住宅供給公社法が改正され、設立団体の議会の議決を経て自主解散することができる規定が新設された。

しかし、債務保証契約・損失補償契約などによる債務の清算方法が規定されていないため、合計約300億円の債務を有する当該団体は、債務が清算されない限り、実質的に解散が不可能な状態のままとなった。

<再検討の結果結論が出された団体を、追加記載する。>

4 今後の外郭団体見直しの進め方

(第6回専門部会の審議結果により具体的な内容を記述する。)